

ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる

第三次草加市障がい者計画

第5期草加市障がい福祉計画

(素案概要版)

1 けいかく がいよう 計画の概要

第三次草加市障がい者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

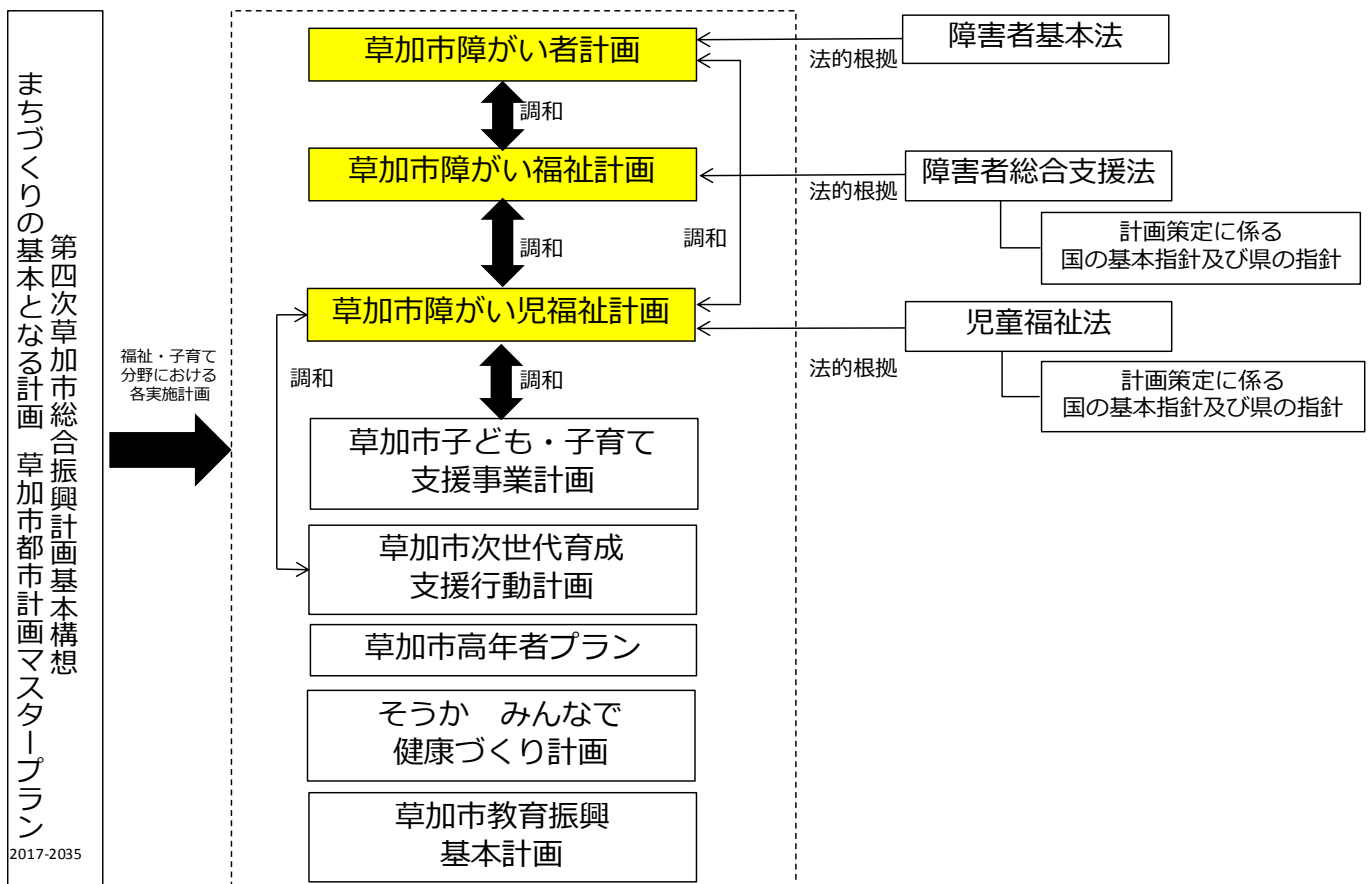
第 5 期草加市障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定めた計画です。

2 けいかく いちづ きかん 計画の位置付けと期間

第三次草加市障がい者計画は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間の計画です。

第 5 期草加市障がい福祉計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の計画です。

■計画の位置付け



3 第三次草加市 障がい者計画

3-1 本計画の基本理念・基本目標・基本方針

本計画では、本市の最上位計画である「第四次草加市総合振興計画基本構想」におけるまちづくりの方向性や、前計画における基本目標・基本理念を踏まえ、本市が市民とともに障がい者施策を推進していく上での前提とする基本理念（考え方）を『ノーマライゼーション』とし、目指していく基本目標を、『ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる』としました。

それを実現していくために『年齢や障がいの程度にかかわらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指す』こと、『市民が安心して生活できるまちを目指す』ことの2点を基本方針とします。

なお、切れ目のない支援に当たっては、子ども・子育て分野の「草加市子ども・子育て支援事業計画」及び「第二次草加市次世代育成支援行動計画」、高齢者福祉分野の「第七次草加市高齢者プラン」等、これらの関連計画と調和した分野ごとの政策目標を掲げます。

基本理念：ノーマライゼーション
基本目標：ともに力を合わせて 自分たちのまちをつくる
基本方針：(1) 年齢や障がいの程度にかかわらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指す (2) 市民が安心して生活できるまちを目指す

3-2 施策の体系

年齢や障がいの程度にかかわらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指すため、次の政策目標を重点項目に設定します。

- ・子どもの力を伸ばす【療育・教育】
- ・生活の質を維持・増強する【生活支援】
- ・いきいきと働ける仕組みをつくる【雇用・就業】



政策目標	18歳以前	18歳	18歳以降
生活の質を維持・増強する【生活支援】	障がい児支援の適切な実施及び充実等		障害福祉サービスの適切な実施及び充実等
子どもの力を伸ばす【療育・教育】	特別支援教育及び福祉教育の充実等		
いきいきと働ける仕組みを作る【雇用・就業】			障がい者の就労に向けた適切な支援等

高等学校及び特別支援学校卒業後の進路について、就労を希望する者のニーズを把握し、就労に向けた適切な支援を行います。

基本理念 『ノーマライゼーション』

基本目標 『ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる』

基本方針(1)
『年齢や障がいの程度にかかわらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指す』

基本方針(2)
『市民が安心して生活できるまちを目指す』

※重点項目

1 子どもの力を伸ばす
【療育・教育】

- 1-1 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実
- 1-2 学校教育・放課後対策の充実

※重点項目

2 生活の質を維持・増強する
【生活支援】

- 2-1 日常生活への支援の充実
- 2-2 日中活動への支援の充実
- 2-3 居住の場への支援の充実
- 2-4 相談体制の充実
- 2-5 権利擁護の推進

※重点項目

3 いきいきと働ける仕組みをつくる
【雇用・就業】

- 3-1 就労支援体制の構築
- 3-2 一般就労の促進
- 3-3 行政組織内の障がい者雇用対策の強化
- 3-4 福祉的就労の促進

4 市民の福祉意識を高める
【啓発・広報】

- 4-1 啓発・広報活動の推進
- 4-2 福祉教育の推進
- 4-3 ボランティア活動の活性化

5 情報・コミュニケーションを支援する
【啓発・広報】

- 5-1 情報提供の充実
- 5-2 円滑なコミュニケーションの支援

6 安全で快適な生活空間を確保する
【生活環境】

- 6-1 障がいのある人にやさしい公共空間の確保
- 6-2 移動手段の確保
- 6-3 住宅環境の整備

7 防犯・防災体制を強化する
【生活環境】

- 7-1 防犯・防災体制の確保

8 健康を維持・増進・回復する
【保健・医療】

- 8-1 乳幼児期の適切な保健・療育の確保
- 8-2 心と体の健康づくりの推進
- 8-3 地域医療・地域リハビリテーションの充実促進

9 参画できる仕組みをつくる
【スポーツ・文化・まちづくり】

- 9-1 スポーツ・文化活動の推進
- 9-2 関係団体等の連携
- 9-3 まちづくり活動への参画の推進

4 第5期草加市 障がい福祉計画

4-1 本計画の基本理念

本市では「第三次草加市障がい者計画」で掲げた基本理念（考え方）「ノーマライゼーション」と基本目標「ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる」との調和を図りながら、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

- (1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 地域生活移行や就労支援等の課題への対応
- (3) 地域共生社会の実現に向けた取組への対応
- (4) 地域の実情に応じた障害福祉サービス等の対応

4-2 地域生活、一般就労への移行の目標値

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

- 本市では、平成 32 年度末までに平成 28 年度末時点の施設入所者数 111 人のうち、実績や施設入所への要望等を考慮し、移行者割合を設定せず、移行が可能であると見込まれる人（2 人）が地域生活へ無理なく移行できるよう支援します。

■ 地域生活へ移行する者の移行者数目標

項目	数値	考え方
入所者数(人)	111	○平成 28 年度末時点の施設入所者数
移行者割合(%)	—	○平成 32 年度末までにおける移行目標割合
【目標値】地域生活移行者数(人)	2	○施設入所からグループホーム等へ移行する方の数 2人程度を無理なく移行できるよう支援します

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

- 本市では、第 4 期計画の目標値及び埼玉県の考え方等を踏まえて、平成 32 年度に平成 28 年度実績の 1.5 倍増加した 9 人を一般就労へ移行することを目標とします。

■ 福祉施設利用者の一般就労への移行目標

項目	平成 28 年度	平成 32 年度	考え方
福祉施設を退所し、一般就労された方的人数(人)	6	—	○平成 28 年度実績
福祉施設を退所し、一般就労する方的人数(人)	—	9	○平成 28 年度実績の 1.5 倍増加

(3) 就労支援事業の利用者数

- 本市では、平成 32 年度末に平成 28 年度実績における就労移行支援事業利用者の 4 割増加した 56 人が利用することを目標とします。
- また、就労移行率が 3 割以上の事業所についての目標は 2 か所として設定します。
- 最後に、就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率については、事業実施に係る詳細が未定のため、就労定着率の目標は未設定とします。

■福祉施設利用者の一般就労への移行目標

就労移行支援事業所利用者数について

項目	数値	考え方
就労移行支援事業利用者数(人)	40	○平成 28 年度末実績
平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数(人)の目標	56	○平成 28 年度実績の 4 割増加 (平成 28 年度実績の 140%) ※40 人×1.4≒56 人

就労移行支援事業所数について (市内)

項目	数値	考え方
就労移行支援事業所数(か所)	2	○平成 28 年度末実績(A)
就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数(か所)	1	○平成 28 年度末実績(B)
平成 32 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数(か所)の目標	2	○平成 29 年度末の就労移行支援事業所数 3 3 事業所×50%=1.5 事業所

(4) 精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築

- 本市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、自立支援協議会等の既存の協議会等を活用した協議の場の構築に向けた調整を行い、平成 32 年度までに精神障がい者の地域移行の推進に向けた協議の場の設置について検討を進めます。

(5) 地域生活支援拠点等の整備

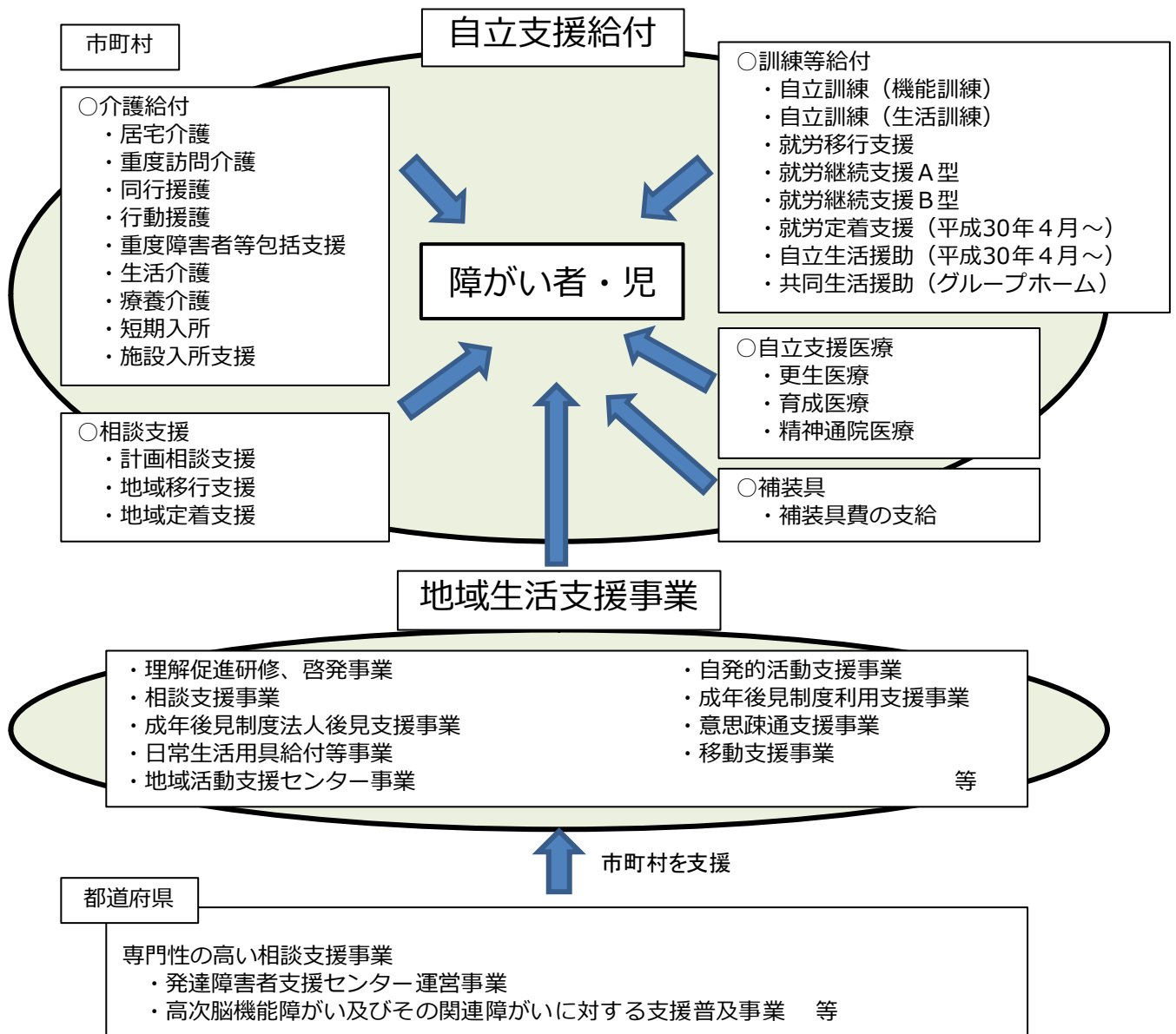
- 障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等としての地域生活支援拠点等の整備が求められています。
- 本市では、自立支援協議会等の既存の協議会や基幹相談支援センター等の相談支援事業所等を活用した協議の場の構築に向けた調整を行い、平成 32 年度までに地域生活支援拠点の整備に向けた検討を進めます。

4-3 障害福祉サービスの事業体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つのサービスに大きく分かれます。

サービスの支給は、認定調査や審査会における障害支援区分認定等を踏まえて決定されます。

障害福祉計画のサービス構成



5 けいかく えんかつ すいしん 計画の円滑な推進

5-1 しみん かんけいだんたい きょうせい れんけい 市民や関係団体と行政との連携

これまでの行政サービスや障害福祉サービスだけでは、障がいのある人の自立や利用者本位によるサービス提供、家族への支援等の困難な部分もあります。

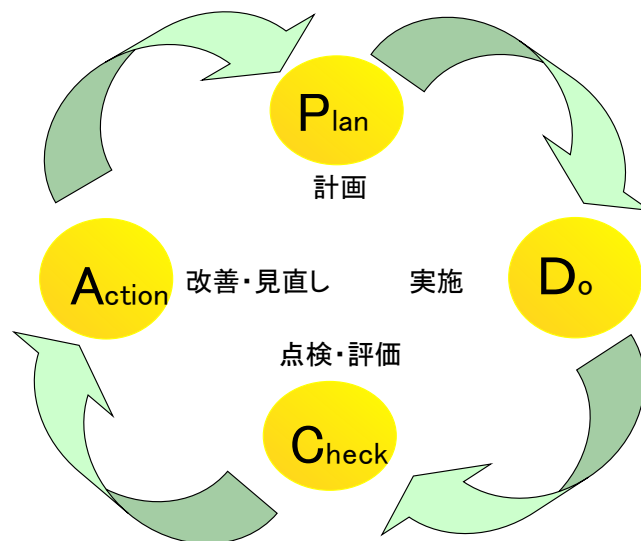
障がいのある人や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障がい者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの市民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。

行政は関係団体との連携を図り、地域における障がいのある人への支援について総合的な調整機能の向上に努めます。

5-2 てんけん ひょうかたいせい 点検・評価体制

計画自体をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうかを検証するためには、実施状況等の点検が不可欠となります。

そこで、毎年、草加市障がい者施策協議会等に意見を聞き、計画の進捗状況等の確認及び評価や課題事項の検討を行い、施策の推進を図ります。



第三次草加市障がい者計画 第5期草加市障がい福祉計画（素案概要版）

草加市健康福祉部障がい福祉課

〒340-8550 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号

電話 048-922-1436(直通) F A X 048-922-1153

e-mail shogaifukusi@city.soka.saitama.jp

<http://www.city.soka.saitama.jp/index.html>